

第 1 5 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議録

【日 時】 平成 1 6 年 5 月 2 1 日 (金) 午前 1 0 時 2 分 ~ 午前 1 1 時 3 4 分

【場 所】 すこやかセンター伊野大会議室

【出席者】

協議会委員

	伊野町	吾北村	本川村	高知県
首長	塩田 始	小松 保喜	山中 安夫	
助役	上田 周五	和田奨四郎	(欠員)	
議会議長	畑山 博行	(欠席) 黒石利武	和田 公靖	
議会議員	井上 敏雄	筒井 鷹雄	川村 茂	
	浜田 孝介	伊藤 隆茂	伊東 尚毅	
	土居 豊榮	筒井 幹夫	中平由美子	
学識経験者	西川かず子	(欠席) 川村奈央	曾我部義晴	(欠席) 隅田明
	長崎 讓	細川 治雄	山中 治	
	片岡 幹夫	岡林 富男	森川 森次	
	岡 健市	筒井 静一	中平 一三	
	土居美代子	弘瀬 和子	(欠席) 山中千代子	
	(欠席) 佐藤廣志	北川 一海	伊東 誠	
	山本 高裕	岡田 桂	川村 明人	

幹事会

岡林 正憲	筒井 正典	松本 健市
-------	-------	-------

事務局

本山 博文	氏原 憲明	別役 理佳	土居内淳一
天野 里香	北川 博章	森木 香帆	津野 加奈

監査委員

伊野町	吾北村	本川村
小松 成喜	山田 裕	岡林 弘

高知県

市町村合併支援室
岡 里香

傍聴人

1 人 (うち報道関係 1 人)

【 1 開会 午前 10 時 2 分】

本山事務局長：第 15 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の開会を宣告。

開会の挨拶を塩田会長が申し述べ、後の進行をさせていただくのでよろしくお願いする。

【 2 会長挨拶】

会長：県内で 1 号の合併というところは、中村グループで今年の 8 月 1 日を予定していましたが、コンピューターの関係で期日を遅らせていたが、皆さんご承知のとおり佐賀町、大方町での住民投票の結果によって、また危なくなっている。県下でも、うまくいっているのが、伊野と高知市、その次にいけるであろうというのが土佐山田ではないかと思う。土佐山田、香北、物部村は、ちょうど伊野、吾北、本川と似たような状況である。その中で、この土佐山田、香北、物部村は、伊野、吾北、本川の合併の仕方を見ながら、先例として合併の仕方を考えているようである。

つまり、伊野町、吾北村、本川村の中で、いろんな組織があり、そういった組織の皆さん方の英断によって、合併が進んでいくわけであるが、やはり、合併が崩れるといったところは、そういうものが根底にあると伺っている。皆さん方の熱心なご協議の中、それぞれの組織のご英断をしていただきまして、10 月 1 日まっすぐに進んでおります。

その中で合併までに調整をするといった項目が、多数あり、今日も合併までに調整する組織機構のことが議題として上がっております。これからも「合併までに調整する」といったものは、事務局とそれぞれの町村の担当課と調整をしておりますので方向性が決まり次第、また皆さん方にご報告もし、最後の詰めを行っていきたいと思うので、よろしくお願いを申し上げ開会の挨拶とする。

(区長会の調整について追加説明)

会長：議題に先立ち、前回協議会の「議案第 13 号 平成 16 年度事業計画」の中で、筒井静一委員から新町における区長会等のあり方についてのご質問があったが、前回、説明が十分でなかった部分もあったので、事務局から現在の区長会の動き等について、追加説明を求めらる。

本山事務局長：現在までの区長会の動きですが、吾北村と本川村の方において、それぞれ伊野町の区長連合会との話を進める委員さんを吾北村から 4 名、本川村から 3 名、それぞれ選出をしていただいている。先般 20 日の日に伊野町区長連合会が開催されましたので、どういうふうな会の進め方をしておるのかということで、現況の視察をしていただいた。

これからは、中味についてそれぞれ交流を深めながら進めさせていただくという方向で、吾北、本川も含めて新しいの町の区長連合会として組織作りをしていくという方向になっていこうかと思う。なお、会長さんがおいでるので、何かあれば補足説明をお願いします。

会長：昨日伊野町の区長連合会総会があった。吾北村、本川村の区長さんの代表、会長、副会長さんに来ていただいた。その中で、私の思いといったこととお話をさせていただいた。

一つはこの協議会の中で、地域審議会を作らない、といったご決定をいただいている。その地域審議会に代わる組織、これが区長さんの一つの連合体がいいので

はないかと、私はかねがね考えており、区長さんにもそういった話をしますと、受けてくれるといったお返事があった。つまり、区長さんそのものは、それぞれの地域の声を吸い上げ、また、そこで調整をし、行政との橋渡しをしていただいている。ただ、伊野町に132人、吾北、本川を入れると200人を超える区長さんになる。今のエリアそのものの区長さんの仕事は、今までどおりお願いをしていただきたいと思っているし、その中で、24、5人ぐらいのあるところの区長の連合、例えば3つ4つの区長さんが集まった連合の方をあげていただければ、そういった人と行政とが話し合う。これが、ややもすると行政がどうしても手が届かないところが出てきたら大変であるので、そういった意見をいただく。それで、行政ができる、できないの話、そういったことをやっていきたいと思っている。これがまさに地域審議会に代わる組織ではないかというふうに考えている。そういった意味で、区長会さんの発展を願っているところである。

だいたい、昨日はそういったお話をさせていただいたし、それに対して、できないといった話でなくして、そういった方向でいっていただけるというお返事をいただいた。

以上ですが、何かご質問があればお答えしたいと思う。

岡健市：先ほど会長の方からご説明があったが、昨日、平成16年度の区長連合会の総会をして、吾北村、本川村からも区長さんをはじめ、役場の職員の方も来てくださり、無事に終わった。区長連合会の会長ということで、10月1日の今度の合併までの残りの任期をやれということになったわけでありませう。

10月1日にはまた、3つの町村集まって、会もせねばならない。伊野は132人という区長がおり、それが全部を集めてやるというわけにもいかないの、手前に話し合いをして、25人という理事を構えて、決めごとをしている。今度は合併ということで、非常に再々集まらなければいけないということで、日程も組んでいるわけであるが、なお、この会を通じ、皆さま方とともに進行していきたいと思うので、よろしくお願い申し上げます。

会長：何か質問はないか、問う。

委員：なしの声

会長：ないようなので、次に進む。

【3 会議録署名委員の指名】

会長：会議録署名委員の指名を行う。

細川治雄君、伊東 誠君を指名し、お願いする。

【4 議 題】

会長：本日の出席委員は、5名の方から欠席の届け出があり、39名中34名で、委員の過半数以上の皆様に出席していただいております。伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第10条第1項の規定により協議会が成立していることを宣言する。

同規約第10条第2項の規定により、協議会の会議の議長は会長が務めることを了承願う。

議長：議題に移る旨宣告する。

《報告事項》

議長：報告第15号 いの町の行政組織機構（構想案）について、事務局からの説明を求める。

土居内計画班長：現在、3町村では、議会での合併議決、その後の県知事への申請を受けて、新しい町の条例、規則、規程、それから、本庁と総合支所との業務分担などの策定に向けて、本格的な作業を進めているところである。

今回お示しする「いの町の行政組織機構」については、新しい町の組織の全体像を職員に示し、調整作業の中で、細部にわたって様々な検討してもらうための、たたき台として作成したものである。このたたき台をもとに、今後、3町村の担当者や所属長など様々な段階におけるご意見などを踏まえ、行政の効率化という側面と住民サービスの維持・向上という側面から、新しい町としてふさわしい組織を策定しよう考えている。

1．基本事項

協議会での調整方針にしたがい、新しい町「いの町」の事務所の位置を、現在の伊野町の役場の位置、いの町1700番地1とし、現在の吾北村及び本川村の役場の位置に、それぞれの行政区域を所管する総合支所を置くこととしている。なお、現在の伊野町の支所は、出張所という形になる。総合支所の名称は、いの町吾北総合支所、いの町本川総合支所。出張所の名称は、いの町八田出張所、いの町枝川出張所、いの町川内出張所というふうに考えている。

2．組織・機構（資料4～6ページ「いの町行政組織機構図（構想案）」）

先ほども、ご説明させていただいたように、この組織機構は、現時点としては、たたき台という形で作成させていただいたもので、今後、いろんな協議を踏まえて、正式に原案を作成するという事で考えている。

資料4ページ、表の左側（現行）が、現在の3町村における組織機構を、右側（いの町）が、新しい町の組織機構の案となっている。

まず、本庁の組織についてご説明させていただく。現在の伊野町の町長部局は、8つの課と1つの出納室で構成しているが、新しい町の本庁については、11の課と1つの出納室で構成をするように考えている。内容については、新しい町の立ち上げにともなって、総合計画など様々な計画を策定する必要があるし、建設計画に掲げる事業の推進もしていかなければならないことなどから、現在の総務課の企画係を「企画課」として分離・独立させ、企画課に企画係、まちづくり推進係（合併の事業を推進させるとか、ISOの取得など）、庶務係の3つの係を置くように考えている。

福祉分野においては、近年、市町村への権限が委譲され、業務が増加傾向にあり、また、合併に伴って、補助金事務等が本庁に集約されることなどから、現在の「ほけん福祉課」を「ほけん課」と「福祉課」の2つの課に分離するよう考えている。

さらに、新しい町では、自然や環境の保全に重点を置き、まちづくりを進めていくことから、現在の環境上下水道課を「環境課」と「上下水道課」の2つの課に分離するよう考えている。

次に資料、5ページ中段。現在の吾北村役場の位置に置くことになる、吾北総合支所の組織についてご説明させていただく。

現在の吾北村の村長部局は、5つの課と1つの出納室で構成しているが、新しい

町の吾北総合支所は、5つの課と1つの出納室分室で構成するよう考えている。内容としては、現在の総務課と住民課を統合し、総合支所の総務部門や住民票や証明書の交付などの窓口対応の役割を担う課として「住民課」を置き、現在の「住民課」で行っている保健福祉業務については、本庁の流れの中で総合支所においては、「ほけん福祉課」を新たに設置するよう考えている。また、現在の「企画課」を「地域振興課」に、「農林課」を「産業課」に名称を変更するよう考えている。

次に6ページ。現在の本川村役場の位置に置くことになる、本川総合支所の組織についてご説明させていただく。現在の本川村の村長部局は、4つの課と1つの出納室で構成しているが、新しい町の本川総合支所は、3つの課と1つの出納室分室で構成するよう考えている。内容としては、現在の「総務課」を「住民課」に名称変更し、現在の「企画振興課」と「産業建設課」を統合し「産業建設課」の業務を行う。そして、現在の保健福祉課が行っている簡易水道の業務を産業建設課の中に移していくというよう考えている。

町長部局以外の組織として、本庁に、議会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価委員会、水道事務局を置くこととしている。

なお、教育委員会については、本庁に学校教育課、社会教育課の2つの課を、吾北、本川にそれぞれ教育事務所を置くこととしている。また、農業委員会については、いろんな申請が上がってくるということで、吾北、本川においても、それぞれ農業委員会の分室を置くというふうな形態で考えている。

以上が、新しい町の組織機構の概要で、ご説明させて頂いたとおり、本庁、総合支所の課については、現行の3町村の組織をもとに、合併後に、本庁と総合支所において業務が連携しやすいのかどうかといった部分を考えて、課、係の再編や業務の移管など必要な変更を加えている。先進の事例においては、年度途中に合併した場合は、大幅な組織の変更を合併時には行わず、合併後、一定の時期に、組織上の問題点なども踏まえて、再び見直すといった手法を取っていることから、今回の組織機構を考えるうえでも、同様な手法により、吾北、本川の総合支所を維持するという形態をとりつつ、住民サービスの向上と行政の効率化という両方の側面を満たした新しい組織を確立していったらどうかというふうに考えている。

3. 総合支所の位置づけ（資料2ページ）

地方自治法上、支所は、市町村内の特定区域を限り、主として市町村の事務の全般にわたって事務を行う機関と定義されており、新しい町では「総合支所」という呼び名になる。

あたらしい町における総合支所の業務としては、・住民生活に密着した窓口業務・保健、福祉サービスの提供・コミュニティ活動の支援・イベントなど地域に根ざした事業の企画立案・執行・地域の道路、水道等住民生活に直結する施設の新設、維持管理等・地域住民からの相談や苦情等の対応、町政に関する情報提供・地域内の公共施設等の維持管理、運営・公金の出納・防災、防犯対策・本庁で企画された施策事業の遂行などを考えている。

なお、合併後は、吾北や本川の住民の方が、伊野の方で手続きや申請をされるといったことにも対応できるようにしなければならないし、合併協議の中で、例えば、5年間の経過措置を設け、一部の町村のみ適応する制度など、様々な調整がなされている。こういった取り扱いに誤りのないようにしなければならないことから、本

庁と総合支所との業務分担を明確にしておく必要がある。このため、次の考え方を踏まえて、各担当者間・所属長間で協議をし細部にわたって業務分担を決めていくというふうなことで、今後、話し合っていく。

一つ目が、住民の皆さまの各種手続きについては、総合支所において、合併前より、手続きが煩雑あるいは、処理時間が増加することのないよう、原則、総合支所において当該事務が完結できるようにする。そして、住民サービスに直接関係しない業務で、本庁に集約することによって大幅に効率化が図られるものについては、できる限り、本庁に集約をするといった考え方、この2点をおさえてそれぞれの分担を決めていくというふうなことになるかと思う。

次に、(3)の総合支所長の位置づけ及び権限については、まず、総合支所長の位置づけとしては、総合支所の各課の総括管理や本庁と総合支所との連携、調整を図るために、総合支所長を置くということにしている。総合支所長の職位については、課長職とし、本庁の課長と同格とするというふうに考えている。

また、総合支所に総合支所長を補佐する次長を置く。次長は、総合支所の主管課の課長が兼務し、出納室の分室長を兼務する。主管課というのは、吾北、本川それぞれに住民課ということで考えている。

総合支所長の権限としては、・総合支所の各課に属する業務の総合調整及び進行管理・町政運営に関する重要案件を調整、報告する「庁議」への出席・議会の対応、これについては、支所長のほか次長も対応するというように考えている。・審査会や審議会への出席・長期計画の策定への参加、地域の意見の反映・総合支所の職員の管理・危機管理、災害対策等の非常態勢の決定などを考えている。

つまり、総合支所長は総合支所を束ねる役割と、代表する役割といった2つの側面がある。そして、総合支所の個々の課長さんは、個別の業務の責任者といった役割がある。そうする中で、本庁と総合支所それぞれ業務を担当する課長さんがあるが、例えば、今検討しているのが税の業務の中で、賦課をかけるのは、本庁でかけた方がより効率化ではないかというふうな議論がなされている。そういった権限は、例えば本庁で行うとか、徴収については総合支所でも行うとかいった部分、先ほどの2つの原則を照らし合わせて、住民サービスを低下をさせない中で、業務の効率化を図っていくということを現在、議論をしているところである。そういった部分については、大きい部分では、専決規則の中に課長の権限をどこまで位置づけるのかというのを明記していくことになるし、細かい部分になると各担当者が、こういった申請が出てきたら、こういうふうに取り扱うといった具体的な取り決めをしていくというふうな形になる。

以上、新しい町の組織機構について、総合支所の位置づけも含めてご説明させていただいたが、細部については、引き続いて検討していくので、よろしく願います。

議長：事務局の説明に対して何かご質問はないか問う。

曾我部義晴：3ページ(3)の総合支所長の位置づけで、「総合支所長の職位については、課長職とし、本庁の課長と同格とする。」と明記されているが、2ページの組織・機構では、本庁が11課、吾北支所が5課、本川支所が3課で、合計19課であるが、私の考えでは、課長19名は、皆同格ではないかと、このように理解するわけであるが、ここで、「本庁の課長と同格」という意味は、どういう意味

かご説明いただきたい。

土居内計画班長：この、「総合支所長の職位については、課長職とし、本庁の課長と同格とする。」という部分で、先ほどご質問があったように、総合支所の各課においても当然、課長職になる。全てが課長職という形になる。ここで、改めて書いてあるのは総合支所長の位置づけ、業務、権限を一体どうするのかという視点で、整理をさせていただいているので、先進の事例を見たときに、合併をして市になるという例が多い。市の場合には部長級を置いているところが、相当数ある。本庁に部長級を置き、総合支所長が部長となるケースもある。ただ、町村の状況を見ると、部長まで置いているところは、おそらくほとんど無いと思う。

そういった意味で、議論の中から、部長を置くという議論は今の段階でなされていない。それで、全て課長級、ただし、総合支所を束ねるという意味で、通常よりも違った観点で、権限を持たすと、要は、総合支所の代表として、本庁と話をしたりとか、本庁に意見を言ったりとかいうその取りまとめ役になったりとか、そういったことで今のところ考えている。

曾我部義晴：ここで、別に「本庁の課長」という意味合いがあるのかどうかと思うが、どうか。無くてもいいのではないかと思う。

議長（会長）：私の方からお話しするが、筒井委員関連事項であれば、発言をお願いする。

筒井静一：部長級を置けないということであれば、参事制を置いたらどうかと思う。参事の意味合いもいろいろあると思うが、庁議へ参画をして、意見を言うという権限を与えるというような意味で、この総合支所の支所長を課長級というふうに定義をすれば、支所の課長は、本庁より格が下がるのではないかと、下じゃないかというような意味合いが払拭されるのではないかと思うが、意見を申し述べる。

議長（会長）：お二人の意見で、この「本庁の課長職と同格とする。」吾北、本川のそれぞれの課長が下といった感覚は、全く私たちは持っていない。どうして明記をしたかということ、文書表現上は「課長職とする。」という表現まではするということが、もう1点大きな問題があって、同じ課長職であっても、議会に出席するか否か、それによって、今管理職手当が8%であるが、議会へ出る、出ないの分が出る者が8%で、出ない課長を6%にできないかというふうな検討もしているところである。そのために「本庁の課長職と同格とする。」という意味合いを持たしている。

しかし、2番のところに議会に出るのは、支所長と次長と書いてあるが、この意味合いがあるわけである。次長さんも、議会へ出るときには、同じ課長職であっても、管理職の手当が今8%出ているので、8%にしようか、出ない課長さんは、手当で6%にしようかと、当然、課長は議会に出る出ないでなくれるので、そういった格差を少しつけようかなといったことは、今事務局と打ち合わせているところである。

筒井隆茂：総合支所の課長というものが、吾北が5課、本川が3課あるわけであるが、その職位と職責については、これは全く本所の課長と同格といったことになるのか、或いは、住民から見た場合、例えば、吾北の課長と話し合いをした時に、「これは本庁へ言うてもらわんといかん。」というような、全て本庁の指示を受けなければいけないのか、この辺について、もう少し明確な説明ができれば説明をお願い

いしたいと思う。

土居内計画班長：住民の皆さま方が、相談に行ったときに、「支所ではわからないから本庁に」と「その権限はないから本庁に」といったことがないようにというふうなご質問だと思う。こういった部分については、本庁と支所の業務をどういうふうになっていくのかといったところを今、議論をしているところである。例えば、先ほどもお話ししたように、税の賦課については、それぞれの支所で賦課をするよりも、本庁で一括賦課をするといった方法がより合理的であるのかなということで、税の賦課については、支所ではなく、本庁にということになる。ただ、例えば「この税金についてこんなに納付書が届いたが、これはどういう考え方だろうか。」というふうな部分については、当然総合支所でもお話を受けて総合支所に対応するというふうなことになる。ただし、コンピューターを回して、納付書を発行したりとかいう部分については、業務を本庁に集約をした方がより効率的ではないかというふうな議論がなされたところである。

細かい話になるが、例えば、母子手帳とか健康手帳、国民健康保険証とか、こういった手帳については、当然どの窓口へ行っても交付ができるようにといった考え方をしている。それぞれ今まで住民の方が申請なり手続きをされた部分で、すぐに対応しなければならない部分については、それぞれ現吾北村、本川村において総合支所という形になっても、その総合支所の長なり課長の権限の中で判断ができる組織といったものを今考えているところである。かなり細かい部分になると、相当数項目があるので、そういった部分はこの場で全てご説明をするというのは、正直難しいところであるし、今現在課長レベル、担当者レベルで検討をしているところであるので、先ほどご説明をさせていただいた視点を持って、それぞれ役割を決めていく、その中で問題があれば、事務局も入り、幹事会、首長会を開き、或いは、協議会の場にご報告もさせていただくというような形で考えている。

議長（会長）：基本的には、総合支所の例えばほけん福祉課長と本庁の総務課長との格は同じである。つまり、格が上、下となると人事ができない。例えば本庁の課長が格下へ行くとなると降格になるので、格は同じである。先ほど8%と6%の話をしたが、基本的には、管理職手当は皆6%ですよと、議会へ出る課長は2%上積みしますよというふうに理解していただければいいと思う。ただ、その6%は、まだ決定していないので、これから詰めなければいけないところなので、まだ、そこまでは明記できなかったということである。格は同格である。それでよろしいでしょうか。

曾我部義晴：会長さんのお話では、管理職で8%、6%の管理職手当を支給することによってランク付けされるというお話じゃないかと思うが、この課長の給与条例で、給料表で、等級の差は出てくると思うが、これは条例がある程度出てこないとわからないが、その辺でのお考えのうえなのか。ただ、管理職で人事を管理しよるから8%、管理職でも管理職手当をもらえない課長もおるのではないかと思うのであるが。その辺はどのようにお考えなのか。

議長（会長）：管理職手当をもらってない課長はいないと思う。今1級から8級までの給料表があるが、課長になれば、8級へ移る。課長補佐は7級止まりである。課長補佐にならない人は6級止まりである。これは3つの市町村同じである。それは今までどおりでやっていく。吾北のほけん福祉課長は8級にいる。つまり同格

ということになる。

管理職手当は、今、伊野が8%、吾北が7%、本川が9%と、管理職手当の違いがあるので、これを調整しなければいけないという部分も一つある。一気に6%にしておいて、議会对応する課長さんは、その2%を上積みしようかと考えている。そういった意味合いがあるが、ただ、これはまだ、職員とも話をしていないのでそういった思いがあるということを理解をしていただきたい。

曾我部義晴：その辺は、条例で何らか明文化される訳か。

議長（会長）：給与条例の中で管理職手当は、例えば6%とする。それで議会对応の分については、2%加算すると、そういった条文になるかと思う。

曾我部義晴：了解。

長崎譲：説明を聞くとほけん福祉課が分かれて、「ほけん課」と「福祉課」になると、それから、環境上下水道課が「環境課」と「上下水道課」というように分離すると、これは、大変いいことで、この仕事の内容を見てみると、大変煩雑になってきておるし、住民への対応についてもてんやわんやの大騒ぎぐらい、仕事が煩雑になって、多忙にもなってきたおると、こういう形で分離をすると、もっと緻密な行政ができてきやすいかというようにも思われこれはよいことだと思う。

聞きたいのは、総合支所の場合の支所長の権限、これはずっと出ているが、財政的にどれくらいの権限を持たすのか、その辺りをちょっとお聞かせ願いたい。例えば、本庁へ全部お伺いをして、本庁からこういう事業をやるので、本庁の方から出してほしいという、中央集権的な形をとらずに、ある一定2つの総合支所に対して予算の配分をやって、財政的な裏付けを持たして、権限も持たすと、というような形にすれば、より温かい行政ができていきやすいかと、こういうように思うが、その辺の考え方を聞かせてほしい。

議長（会長）：長崎委員のおっしゃるとおり、今そういった方向で、事務局と検討しておるところである。つまり、今本庁の課長が、30万円の決裁権しかない。それをもう少し上げたいと思っているし、上げることによって束ねる総合支所長は、またその上のクラスでおってほしいというふうに思っている。

それと、実は合併を見通した組織編成を伊野町がしておったことは、報告しておきたいと思う。欠員不補充という過程を伊野町はとってきたし、吾北村も本川村もとってきた。その中で、合併するまでは、職員の課長さんにがんばっていただくということで、この2年間で統合してきた経過がある。その中で今、長崎委員の言われるように、一つの課ではなかなか手幅にかなわないくらい業務量が増えてきた。だから、2つに、またもとのとおりに分けますといった思いである。

浜田孝介：総合支所長の権限とか職位について、もう一つよくわからないのであるが、支所長の職位は課長職とすると、これは非常にいいことだと私は思う。課長というのは、本庁にも総合支所にも何名かおって、おそらくそれに見合うそれぞれの業務分掌事項を作っていく、与える権限をこれから規定していくと思う。その中で決めればいいことで、わざわざ今問題になっている「本庁の課長と同格とする。」という、こういうものは、おそらく明文化しないのではないかと思うけども、わざわざこんなことを書かなくたって、「支所長の職位は、課長職である。」と、もっと上でもない、下でもない課長職であると、それで具体的には職務分掌事項等、権限がそれぞれに規定される訳なので、それで、自然とわかっていくのではないか。こ

ういう書き方をすると、本庁にも課長級が10何人いて、それぞれの課長が、それぞれの業務分掌事項に従って、権限がある訳なので、わざわざ「本庁の課長と同格とする。」という、何か物議を醸し出すようなことを書く必然性があるのかなのか。私はないと思うが、あるなら、だからちゃんと明確にしておかなければいけませんと、いうのがあればそれを説明していただきたい。

議長（会長）：ここへ、この文言を載せないかんかどうかなというのは事務局の方からお答えさせるが、実は、本庁の課長職とすると書いてあるが、本庁には参事という制度があり、これは、課長職になる。言われるとおり、今8%の管理職手当をもらっている、「参事職」、これは課長級である。その参事は、議会へ出なかったら6%にしたいという意味なので、本庁の課長、出先の課長と書いていないのは、本庁の課長職で、課長と参事がいるという意味合いもある。ただ、ここへ課長と書かなければいけないかどうかについては、事務局の方からお答えさせる。

土居内計画班長：わざわざ「本庁の課長と同格とする。」という表現を入れた意味という部分であるが、まず、心配される場所は、本庁より総合支所長の権限が落ちやしないかと、今までいろんな手続きができたことが、本庁に行かんとできないのではないかというふうな心配をされる向きもあるのかなと思い、「本庁の課長と同格とする。」という表現をすることによって、今までと変わらないような形で、総合支所で、手続き或いはいろんな事業ができるという意味で入れたが、そういうふうに取り取れないとか、表現が適切でないということであれば修正をさせていただきたいというふうに思う。

議長：修正するというところでよろしいか。

浜田孝介：物議を醸しだしているのので、検討してくれたらよい。

筒井静一：今質問したように、課長級であることに反対はないが、課長級イクオール参事としてはどうか。

議長：今の組織では、参事は課長より下になる。

筒井静一：それならばよい。

浜田孝介：組織について別の点で、ご質問と感想を述べさせていただく。事務局からご説明があったように、行政サービスのレベル低下を図らないということと行政の効率化を図っていくという大きな2つの目的のためのたたき台だということなので、そういう観点から質問をさせていただく。

組織というのは、組織を作るだけじゃなしに、そこに適材適所に要員を配置することによって、機能を発揮してくるということで、今後その要員の配置も問題になると思うが、一挙にいていないので今日のところは組織のたたき台ができていくということで、組織について質問をさせていただく。

私の率直な感想は、この際もっと組織がスリム化されているかと思ったら、非常に多くなっているというような感想を抱いている。そういう観点から2～3質問をさせていただく。

一つは、地方の時代とか、これからは企画力の時代であるというふうに言われているけれども、特に福祉関係とか、産業経済関係、環境関係、これらについては、ますますそれぞれの地方自治体の独自の施策立案と、その施行を評価される時代になると思うが、企画課というのを独立させているのはいいが、それぞれの例えば福祉関係とか、産業経済関係とか環境関係とか、その他諸々、ここら辺りでの企画業

務というか、スタッフというのは、どこがやるのか。企画課の企画というのは、ここにも案があるように、こんなものであるが、本当にこれから地方の時代、企画力に頼るとなると、それぞれの固有業務に対する企画力が問われるが、別にそのための組織を作る必要はないと思うが、どういうふうに考えておられるのか、この点をまず1点お伺いしたい。

それからもう一つは、これは単なる形式上の問題かもしれないが、非常にいいなあと思ったのは、教育委員会、これが、学校教育と社会教育という2本立てですっきりなっている。見てみると、吾北、本川はすでにそうなっていたんですね。伊野は、社会教育課というのがなかったの、これは非常にすっきりしていいと思う。戦後の日本の教育は2つの体系で進んできており、学校教育の方は明治以来あるので何となくできてきたけども、社会教育というのは戦後初めて重視していこうということで、公民館活動やその他を中心として進んでいる。更に最近は生涯教育ということで進んでいる。そういう意味で、非常にこの名称の使い方は良かったというふうに思う。それをすでに吾北、本川がおやりになっておられたということについては、勉強不足ではなはだ反省しておるところであるが、これはよかったと思う。

それから次の点は、課レベルはそうとして、係のレベルは、これはちょっと考えたらいいのではないかというふうに思う。それは特に庶務係というものである。庶務の仕事というのは、一体どういうものなのか、専門的な固有の仕事以外を庶務と一般的に呼ぶのではないかと思うが、そういう仕事は、どの仕事にもそれぞれの課で関わってくるわけで、あらためて庶務係という係を作れば、それに対する要員配置もいるだろうし、何らかの権限者も置かなければならない。そうじゃなしに、課の中で、そんな係を作らずに庶務事項は消化するという発想は取れないものか。これも、吾北、本川については、従来庶務係というのはないけれども、それぞれの所管の課の中で庶務事項は消化しておるはずである。やっぱり、これは組織を作ると必ずそこに権限者とか、要員が必要になってくると思う。これについてはもっと弾力的に課の中で吸収できる方法を今後検討されたいかがだろうか。

私は、そういう意見を持っているので、これに対するお考えをお聞かせ願いたいと思う。今や、民間では課すら無くなっている。何とかグループとか、何とかセンターとか、何とか室とかいって、それぞれでやっている。あまり、組織を細分化して、名称をちゃんと作ると効率化がはかれないという流れになっているんじゃないかと思うが、その点のお考えをお聞かせいただきたいと思う。

議長(会長): まず、企画はそれぞれの課のどこでするのか、庶務係はいらないのではないかといったご質問だと思う。合わせてお答えするが、庶務係の中で企画をやるというのも一つの手であるし、できればその課の筆頭の係、主管の係、そこで企画は持っていただきたいと思っているし、庶務そのものについては、浜田委員のおっしゃるとおり、全部の課にいるのかどうかについては、検討はしてきている。ただ、この課はいらないといった、具体の例は出てきていないので、これはあくまでたたき台であるので、今後詰めていく中で、庶務係は皆ですればいいし、主管係でやってもいいというふうに認識しておるところである。

浜田孝介: 是非その方向で検討していただきたい。

川村茂: 1点お伺いをしたい。2ページに「本川支所に3課1出納室分室とする。」ということであるが、今議論になっている環境問題、或いは総合的企画を本川は除け

るということになっているけれども、今や非常に環境問題とか、総合的な企画、そして吉野川源流であるこの山村のこともあるし、そういったことを踏まえて考える時に、やはり企画室は大変重要視されるであろうと、かように思っているが、この点どういった具合で課を除くのかお伺いしたいと思う。

本山事務局長：新しいの町を創造していく段階で、新町建設計画の中にもあるようにやはり新しい町の全体像を見出した企画力が必要であろうと、そういう全体像の中から、それぞれに特色のある分野を取り上げながら、やっていく必要があるという考え方で、2村の企画に関する部門については、本庁へ統合してやっていくという考え方で現在の案を作っている。

川村茂：それならばなぜ、吾北に地域振興課があって本川には必要ではないかということをお伺いしたい。

本山事務局長：本川村の現在の企画振興課の方で、仕事としてやっていた観光部門については産業建設課の方に移行すると、吾北村の方は、地域振興課の方にその部門と、現在伊野町と吾北村においては国土調査の方が進められているので、その部門を地域振興課の方に残すというようなことで仕事の内容によって残してあるわけだが、吾北の方も企画に関する部門については、本所へ統合してあるので残していない。

川村茂：合併をしてスリム化をしていかななくてはならないということもわかるわけであるけれども、先程来の課長職の問題にしても、普通に考えると伊野の課長と同格にすると、こういうふうに表現化されると、末端の吾北村或いは本川村の課長職は降格に普通受け取れるような形の中で、やはりスリム化もしていかなければならないのだけれども、その中で課が消えるということは、合併即消えるということはいかなものかなという具合に考えるので、その辺どういう考えで対応されておるのかお伺いをする。

本山事務局長：本川村の方から1課減っているということであろうと思うが、企画の部門が本庁の方に統合されるということになるが、総合支所長という、課ではないがそういう身分が一つ増えている。全体としては減少はしていない。今現在3町村の課長を、今後の異動とかそういうことも考えて、やはり皆が同じ身分、同じ格付けであるというような考え方である。将来だんだん進んでいくにつれて、若干の差は出てくるかもわからないが、現在、課長職にいるものを降格という形にはできないので、同等の扱いというような考え方で、こういうような考え方の組織図を作ったわけである。

川村茂：それであるならば、文言の問題になろうかと思うが、この総合支所長の問題も兼ね、合わせて課も減ということになると、やはりそこら辺に一抹の寂しさも感じるわけであるので、その辺の総合的な企画、まあ総合支所長も作られるようであるが、その辺りの同じ対等合併であって、支所長は本庁の課長と同格ということになると、普通の人が考えると課長は降格ではないかという具合にとれるわけであるので、この文言の在り方とその一抹の寂しさの総合的な企画というものは重要視されるのではないかと思い、お伺いをする。

議長（会長）：この文言については、まず「本庁の課長職と同格とする。」という文言は、これはもうカットするというところでよいか事務局に問う。

土居内計画班長：はい。

議長（会長）：同等といったものを認識していただければ、降格じゃないということで

認識をしていただきたい。そして、企画そのものの「いの町」の大きな企画は、本庁でやる。ただ、吾北、本川の地域の振興といった面は、なかなか本庁ではできないといったところで、地域振興係といったものを残しているところである。課が減るから寂れるといった意味でなくして、業務の量から判断をしてやっているところである。ただ今の時点でスタートしていないので、スタートした時点でもう一回チェックを入れて見直さなければいけないということは、これは肝に銘じている。

筒井幹夫：1点だけお伺いをする。いの町の基本事項の総合支所の下に、出張所の名称という文言が入っていて、それぞれ伊野町には3つの支所があり、これが出張所になると、こういうことが出ているが、今この合併について非常に改革していく中で、この支所という位置づけというか、こういうものが果たして必要なのかというふうに感じたわけである。

先だって、各議長の献立によって町村の現状勉強会というのがあって、枝川のコミュニティセンターという施設を勉強させていただいた。この中に伊野町枝川支所という名前での看板があり、伊野にも支所がまだあるのかなという感じを受けた。確かに吾北村にも昭和の合併後には、それぞれ3つの支所があったが、こういう時代の流れの中で、支所は廃止をされている。内容はわからないが、端から見ると、伊野の交通の便もいい、場所的などころで、枝川と本庁の距離というのはわずかであるが、はたして、この支所はあるのかなというような感じを受けたが、そこな辺のご見解とこの出張所になるといふところの職員の配置、また業務内容についての現状をお知らせ願いたいと思う。

議長（会長）：職員は、3つの支所で3名、プラス臨時職員が1名である。業務そのものは、住民基本台帳系統、印鑑証明、そういった系統である。いるいないといった判断は、実は、昭和の合併の時の地元要望で、地元との合併の時の話し合いの中で、支所として残すといった取り決めがある。こういったことは、一つは守っていかないと平成の合併の時に総合支所、そしたら後はどんなになるか。といった心配もされると思う。地元と昭和の合併の時に取り決めたことは、守っていかねばならないし、そういった思いであるところである。

ただ、言われるように近年、郵便局でも戸籍も取れるし住民票も印鑑証明も取れる時代になっている。そういった意味で、去年、合併の意味合いも込めて地域地域で行政との懇談会をした。その中で、支所のことについても議題も出て、過去の経過もあるが、ただ、必要になくなってきているのは認識してくださいといったお話はさせていただいたし、無くすときには地元ときちっと協議をいたしますよといったところまでは、今進んでいるところである。今直ちに廃止ということは、余計に総合支所といった動きの中では難しいところではないだろうか。

筒井幹夫：今すぐに、即この中で廃止せよと言うわけではないが、今の会長も言われたように、官から民へと、業務内容を見ても郵便局とか手近にある施設でできる時代が来ており、やはり改革する合併というのは、そういう意味合いも含めての合併であろうと思うので、今後の課題として取り上げていくべき問題ではなかろうかと、このように感じているので、意見として申し上げておく。

議長：意見としてお伺いしておく。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：質問なしと認め、「いの町行政組織機構（構想案）」についての報告を終わる。

議長：午前 11 時 9 分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午前 11 時 21 分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

《議案》

議長：続いて、議案第 15 号 平成 15 年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会歳入歳出決算の認定についてを議題にする旨宣告する。この平成 15 年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会歳入歳出決算については、5 月 14 日に監査をお受けし、決算審査意見書をお手元の資料に添付しているのので、事務局からの説明に引き続き、監査委員さんの監査結果報告をお願いをしたいと思う。

まず、事務局から説明を求める。

別役総務班長：決算書の 1 ページから説明をする。

平成 15 年度における決算額は、歳入で歳入予算現額 3,309 万 4 千円に対して、収入済額 3,384 万 8,129 円で、予算現額と収入済額の比較では 75 万 4,129 円のプラスとなっている。この増については、15 年度事業のうち、国の合併準備補助金、これは、500 万円を上限として、各町村の会計に入るものであるが、この補助金の対象経費を超した経費が県の市町村合併支援事業費補助の対象経費にできたことから増額となったものである。

一方、歳出では、歳出予算現額 3,309 万 4 千円に対して、支出済額 3,244 万 9,068 円で、64 万 4,932 円の不用となっており、歳入歳出差引残高 139 万 9,061 円を 16 年度に繰越した。

3 ページ、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただく。

歳入決算額の主なものとしては、1 款、負担金で町村負担金として、各町村ともそれぞれに 954 万円の負担金をいただき、合計 2,862 万円、4 款、県支出金で、市町村合併支援事業にかかる県補助金 445 万 4,218 円で、歳入合計 3,384 万 8,129 円となっている。

4 ページ、歳出決算額の主なものとしては、1 款、運営費の内、1 項、会議費では、協議会開催にかかる委員報酬 255 万 7,440 円、同じく会議開催に係る旅費 37 万 8,780 円など、それから事務局費の主なものとしては、使用料及び賃借料で、事務局設置のパソコン、印刷機、コピー機等の借り上げ料 189 万 744 円、負担金補助及び交付金では、臨時職員及び県職員にかかる人件費の負担金として 973 万 3,388 円などで、運営費合計では 1,637 万 4,909 円の決算額となっている。

5 ページ、2 款、事業費、事業推進費の主なものとしては、需用費の中で、協議会だよりなどの印刷製本費他、492 万 6,814 円、委託料では、新町将来構想、建設計画及び例規立案等の委託料、電算システム統合事前調査委託などで 1,056 万 3,684 円で、合計 1,607 万 4,159 円の決算額となっている。

3 款予備費では、予備費の充当がなかったので 10 万円の不用となっている。

議長：次に、代表監査委員さんから監査結果報告をお願いをする。

小松成喜監査委員（伊野町）：監査委員 3 名を代表して、監査結果のご報告を申し上げ

る。

去る5月14日、合併歳入歳出決算について、本山事務局長、別役担当立会のもとで、証拠書類等を審査した結果、適正かつ正確に処理されていたので、ご報告申し上げます。

議長：ありがとうございました。議案第15号について、何か質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり認定することに異議ないか諮る。

委員：なしの声

議長：なしと認め、議案第15号 平成15年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会歳入支出決算については、原案のとおり認定された旨宣告する。

議長：続いて、議案第16号 平成16年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会補正予算（第1号）についてを議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

別役総務班長：今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ120万8千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1,729万7千円とするものである。

補正予算説明書により説明する。

2. 歳入

先ほど15年度決算で報告したとおり、平成15年度からの繰越金が139万9,061円になったことに伴い、繰越金で、120万8千円を増額するもの。

3. 歳出

歳出の内、まず、1款運営費、2項事務局費のうち、19節負担金補助及び交付金、これは臨時職員の人件費にかかる増で、19万5千円の増額になっている。

2款事業費、1項事業推進費のうち主なものとしては、需用費のうち印刷製本費では、新町の管内地図作製費を含み、合併周知に伴う印刷費等で72万3,000円となっている。それと、14節のバス借り上げ料の減は、5月2日から15日にかけて行った「新町“いの”探検バスツアー」に係るバスの借り上げが減になったもので、事業推進費合計で97万3,000円の補正額である。

ご審議よろしく願います。

議長：このことについて質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり決定することに異議ないか諮る。

委員：なしの声

議長：なしと認め、議案第16号 平成16年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会補正予算（第1号）については、原案のとおり決定された旨宣告する。

《その他》

議長：「その他」について、事務局から説明を求める。

本山事務局長：町章の取扱いについて、協定書では、「合併後、検討する。」という調整にしてあった。その後、諸般の事情で、例えば新しいいの町を代表して、県体とか国体とかへ団体が行くとか、そういうふうな場合に町旗が必要になるので、新しい町章ができるまでの間、現在の伊野町の町章を使用させていただきたく、そのご了解をいただきたいと思い、ここに提案させていただいた。

議長：町章について、新たにできるまでの間、伊野町、実は町章はひらがなで「いの」

と書いてあるが、その町章を当分の間、使用してよろしいかといった、事務局からの提案であるが、どうだろうか。使わせていただいてよろしいか諮る。

○委員：異議なしの声

○議長：異議なしと認め、当分の間、現在の伊野町の町章を使用させていただく。

○議長：他に質問はないか問う。

○曾我部義晴：この会の開会の会長のごあいさつの中で、10月1日までに調整する事項については、事務局より説明しますというお話があったが、今後どのような経過になるか、ご説明いただきたい。

○本山事務局長：今現在、毎日午前と午後の2回、場合によっては夜も調整を進めている。その会に追われて、現在、その会で終了したものが十分整理ができていない状況であるので、次の7月の協議会に向けて、十分整理をして、ご報告をしていきたいと、そういうふうに考えている。

○議長：よろしいか。

○曾我部義晴：了承。

○議長：他に質問はないか問う。

○委員：なしの声

○議長：「その他」について終了する旨宣告する。

○会長：ふだんは2時からスタートする協議会であるが、今日は、時間を少し変更をして10時からの開催で、皆さん方も少し日程調整には手間取ったかと思うが、多くの委員の皆さま方の出席を得て、また、慎重審議していただきありがとうございました。

特に、機構については、たたき案ではあるが、それぞれの委員さんからご意見をいただいた。そういったことを事務局、そして、執行部の方も肝に銘じて検討して参るので、よろしく願いを申し上げ、第15回協議会の閉会を宣告する。

【5 閉 会 午前11時34分】

上記会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 16年 6月 15日

議 長 堀 田 悦

署名委員 細 川 裕 雄

署名委員 伊 東 誠